短期間営業（祭りの「でみせ」）の申請について

１　申請の前に確認いただくこと

○ **食品の販売のみを行う場合**は厚生労働省のシステムを使用して届出を行ってください。紙での申請も可能です。

食品衛生申請等システム で検索

※食品の販売のみの場合は手数料はかかりません。

※未包装の魚介類は許可が必要です。

○ 会場で調理する営業には，保健所の許可が必要になります。

許可できるのは「おまつり」や「行事」に伴うもののみです。

単なる外での出張営業と判断されるものは許可にはなりませんのでご注意ください。

○ 家庭で調理したもの，製造したものは提供できません。また，仕込み・下ごしらえ（野菜を洗う，野菜を切るなど）も**家庭の台所ではできません。**

○ 営業場所では，「焼き鳥，焼そば，たこ焼き，アメリカンドッグ，唐揚げ，フライドポテト」などの簡易な加熱調理をするもの，「飲み物，かき氷，ディッシャーアイス」などの盛り付けなど，**通常縁日で行われるような行為しか認められません。**

２　許可までの流れ

事前相談（10日前くらいまで） → 申請（1週間前くらいまで） → 書類審査 → 許可証お渡し（前日まで）

※「初めてイベントを行う場合」や「例年と提供品目がかわる場合」などは，申請の前に事前相談が必要です。１０日くらい前までに，必ず保健所へ連絡をしてください。

※**申請をしていただいてから許可までは１週間ほどかかります。**開催日から逆算し，間に合うよう余裕を持ってご来所ください。

３　申請に必要なもの

①申請書	食品衛生法による許可申請書
②申請手数料	2,200 円（ただし，テントの配置等により金額がかわります）
③販売場所の平面図	裏面に記載例があります
④減免申請書	裏面に記載例があります
⑤イベントのチラシ	行事全体の内容がわかるもの（なければ趣旨書など）

①の申請書は函館市のホームページからダウンロードできます

函館市　食品衛生法　申請 で検索

【お問い合わせ先】
市立函館保健所　生活衛生課　食品衛生担当
TEL　0138-32-1523
fax　0138-32-1526

４　施設の基準

① テントは天井付きのものでなければならない
② テントは３面を囲うこと
③ 給水タンクと排水バケツを設置すること
④ フタ付きのゴミ箱を設置すること
⑤ 食品を管理するためのクーラーボックスや冷蔵庫を設置すること

（図　販売場所の平面図）

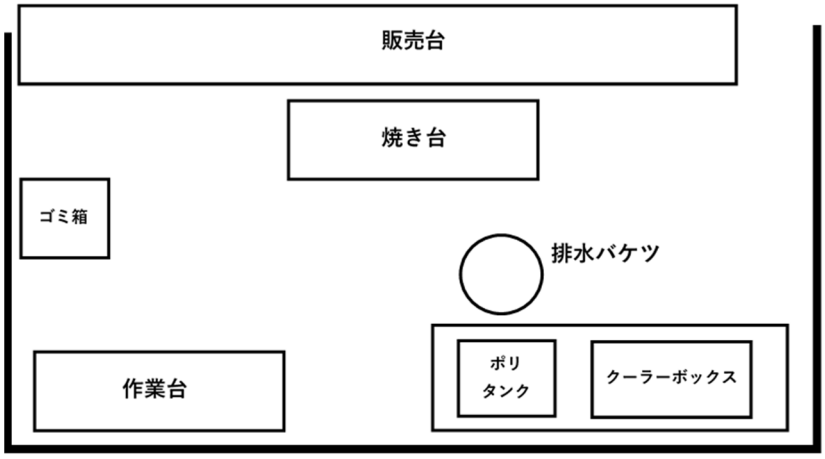

５　減免申請書（記載例）

○ 減免申請書の「申請者」欄は，短期間営業申請と同じ人になります。
○ 必ず押印が必要です。
【個人】朱肉を使う認印
【法人】代表者印または会社印+代表者の個人印

※代表印には役職が入っている必要があります。

別記様式（第３条関係）

保健所使用料・手数料減免申請書

令和　年　月　日

函館市長　様

住所　　函館市五稜郭町２３番１号
申請者　　株式会社　はこだて保健センター　印
氏名　　代表取締役　函館　太郎

次のとおり保健所使用料・手数料の減免を受けたいので申請します。

記

ここから下は記載不要です。